

の旨の事蹟が残されているなど、本人の意思確認に係る手続が明確になっている場合には、直ちに免除等の承認を取り消すということにはならないと考えられる。逆に、そうでない場合は、本人の意思確認に係る手続が明確でないことから、そのままの状態では、免除等の承認を取り消す必要があると考えられる。

また、Ⅲ 1(2)③の事例のように、免除等の承認の処理を先行させ、事後に本人からの申請書を受領した事例についても、法令等に定める手続に反したことに変わりはない。

- (3) こうした事案が行われていた各社会保険事務所においては、調査した結果による限り、免除等の基準に該当しながら手続を行っていない未納者の方に対し、免除等の手続を行うことは、御本人の年金受給権の確保につながるから許されることだという勝手な解釈によって行われている。

しかしながら、法令等に定める手続に従って行政事務を行うことは、公務員の基本であり、いずれの場合であれ、これに反することは許されることではない。

2. 組織上の問題点

- (1) 今般の事案では、事務所が独自の方法の事務処理を行い、事務局が承知していなかったケースや、事務局が主導して事務所と一体的に行ったケースなどがあるが、いずれも、その事実については本庁は承知していなかった。

社会保険庁では、地方事務官制の当時より、地方が独自の判断により事務を行い、本庁が十分にガバナンスできていないという問題点があり、この体質がまだ解消されていないことが明らかとなったものであり、抜本的な改善策を早急に講じることが必要である。

- (2) さらに、京都の事案を契機に、本年3月より3回にわたり調査を行う中で、悪質な事実がありながら事実と異なる報告を行った事務局があったことは、誠に遺憾であり、改革への努力を裏切る行為と言わざるを得ない。

一方、事務局においては、被保険者からの申請書の提出を待たずに手続きを行っているものの、京都の事案とは状況が異なることを理由に報告しなかったケースが多かったところであり、事案の多様性への推察に欠けて行われた本庁の調査方法にも反省すべき点があった。

3. 適正な手続を確保するための速やかな措置

- (1) Ⅲ 1 (1)については、本人の申請意思を確認しないまま承認手続を行ったものであり、無効である。したがって、取消処理を行うとともに、早急に、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪を行い、本人に通知を行った(1)①については、改めて免除等の申請書を提出していただくようお願いする。

- (2) Ⅲ 1 (2)のうち①については、本人の意思確認に係る手続が明確ではないが、直ちに免除等の承認を取り消すことはせず、まずは、本人の申請意思を再確認するためにも、改めて申請書を提出していただくようお願いすることが適切と

考えられる。また、②については、本人の意思確認に係る手続が明確であることを踏まえ、改めて申請書を提出していただき、本人の意思に沿った手続を進めることが適切と考えられる。なお、本人から改めて申請書を提出していただく場合には、できる限り本人の負担にならないよう、社会保険事務所の職員が自宅を訪問したり、ターンアラウンド方式等により実施することとする。

Ⅲ 1 (2)③については、法令に定める手続に反したことには変わらないが、事後に本人からの申請書を受領した結果、適正な手続が行われた場合と同様になっており、また、仮にこれを取り消すこととした場合には、本人の利益を損なう結果となることから、免除等の承認を取り消し、改めて申請書を提出していただく必要はないと考えられる。

4. 更なる徹底調査等の実施

- (1) 今後、平成17年度中の270万件の申請免除等のすべてについて、手続きが適正に行われたか否か、申請書の一枚一枚まで徹底して確認することをはじめとして、今回の事案全体について改めて調査することとする。

その際には、組織内のみでの対応にとどまらず、外部の厳正なチェックを受けることを含め、公正・透明な実施方法をとることとする。

- (2) また、今回の調査により問題となる事案が明らかとなった社会保険事務所については、できる限り早期に、社会保険庁長官自ら1カ所1カ所に出向き、職員と直接対話し、改善の徹底を指導するとともに、意識改革を強く求めることとする。

V むすび

- (1) 社会保険庁としては、度重なる不祥事案の発生が、社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねたことを重く受け止め、その深甚なる反省に立って、国民生活の安定を図る上で不可欠な社会保険事業を適切かつ確実に実施していくことができるよう、社会保険庁の抜本的な改革を断行する決意を示し、業務改革、意識改革、組織改革に取り組んできた。

これまで、内閣官房長官の下の有識者会議、厚生労働大臣の下の有識者会議、国会の審議、与党の御議論など、各方面からの御指摘と御指導をいただきながら、130項目の改革プログラムに取り組み、職員の間にもお客様志向の意識が浸透し始め、平成20年度には社会保険庁を廃止して年金事業に特化した「ねんきん事業機構」を設置する法案も国会に提出した。

このような中で、今回、前記の事務局・事務所でこのような法令等に定める手続に反する処理が行われていたことが明らかになったことは、誠に恥ずかしく残念である。今回の事態を生じさせてしまったことを深く反省するとともに、心からお詫びを申し上げる。

- (2) 今後、このような事態を二度と生じさせることのないよう、前記の全数調査の実施等により、更に今回の事案全体についての徹底的な事実の究明を図るとともに、社会保険事務所の業務全体を改めて精査した上で、公正性・効率性・確実性・サービスの質等の様々な観点から、国民が求める業務の在り方を愚直なまでに追求し、透明で公正な事務処理を確立させるほか、都道府県単位の組織・意識を抜本的に改めるなど、不退転の決意により改革を一層進め、国民の信頼回復に最善を尽くす所存である。

このような考え方に立って、厚生労働大臣主宰の新組織実現会議の御議論をいただいた上で、当面の体系的な再発防止策を定め、その実施に着手するとともに、事実関係の詳細を更に確認した上で、早急に本件に関する関係者の厳正な処分を行うこととする。

免除等の事務処理の類型別の事務所数

		事務所数	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認			(1)又は(2)の該当がある事務所数	(3) 適正処理の事務所数
			① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	①代行意思確認事蹟が無い	②代行意思確認事蹟が有る	③申請書を全て受領		
1	北海道	16							16
2	青森県	4			2			2	2
3	岩手県	5							5
4	宮城県	6							6
5	秋田県	4		1				1	3
6	山形県	5							5
7	福島県	6					1	1	5
8	茨城県	5			5	5		5	
9	栃木県	5							5
10	群馬県	5				1		1	4
11	埼玉県	7		4	2	3		5	2
12	千葉県	6					3	3	3
13	東京都	30	2					2	28
14	神奈川県	13							13
15	新潟県	8			1	2		3	5
16	富山県	4							4
17	石川県	4							4
18	福井県	3							3
19	山梨県	3							3
20	長野県	7			2			2	5
21	岐阜県	6	1		1	2		3	3
22	静岡県	9	6		1	1		6	3
23	愛知県	16			8	6		9	7
24	三重県	5	5					5	
25	滋賀県	3			2	3		3	
26	京都府	6	5		2	2		5	1
27	大阪府	21	13	3	15	1		19	2
28	兵庫県	10				4		4	6
29	奈良県	3	1	1	1			1	2
30	和歌山県	3							3
31	鳥取県	3							3
32	島根県	3							3
33	岡山県	6							6
34	広島県	8							8
35	山口県	6							6
36	徳島県	3							3
37	香川県	3							3
38	愛媛県	5			4	4		4	1
39	高知県	4			4	4		4	
40	福岡県	11							11
41	佐賀県	3			1			1	2
42	長崎県	4	2					2	2
43	熊本県	5				4		4	1
44	大分県	4							4
45	宮崎県	4							4
46	鹿児島県	6					1	1	5
47	沖縄県	6				2	2	4	2
	合計	312	35	9	51	44	7	100	212

免除等の事務処理の件数

(単位:件)

社会保険事務局名	事務所数	適正でない処理件数	適正処理件数	合 計
1 北海道	16	0	234,256	234,256
2 青森県	4	103	92,094	92,197
3 岩手県	5	0	55,039	55,039
4 宮城県	6	0	81,564	81,564
5 秋田県	4	127	54,835	54,962
6 山形県	5	0	30,974	30,974
7 福島県	6	848	91,043	91,891
8 茨城県	5	2,550	90,996	93,546
9 栃木県	5	0	63,205	63,205
10 群馬県	5	64	59,931	59,995
11 埼玉県	7	10,207	118,177	128,384
12 千葉県	6	1,669	137,852	139,521
13 東京都	30	2,262	280,494	282,756
14 神奈川県	13	0	133,993	133,993
15 新潟県	8	1,816	78,619	80,435
16 富山県	4	0	20,622	20,622
17 石川県	4	0	30,383	30,383
18 福井県	3	0	20,847	20,847
19 山梨県	3	0	28,614	28,614
20 長野県	7	117	63,103	63,220
21 岐阜県	6	1,389	54,368	55,757
22 静岡県	9	6,440	101,058	107,498
23 愛知県	16	1,296	172,749	174,045
24 三重県	5	11,145	46,262	57,407
25 滋賀県	3	270	39,734	40,004
26 京都府	6	12,849	100,477	113,326
27 大阪府	21	51,436	381,649	433,085
28 兵庫県	10	212	235,660	235,872
29 奈良県	3	337	63,839	64,176
30 和歌山県	3	0	51,596	51,596
31 鳥取県	3	0	28,216	28,216
32 島根県	3	0	19,590	19,590
33 岡山県	6	0	59,440	59,440
34 広島県	8	0	82,031	82,031
35 山口県	6	0	48,245	48,245
36 徳島県	3	0	28,458	28,458
37 香川県	3	0	33,608	33,608
38 愛媛県	5	513	84,805	85,318
39 高知県	4	884	45,941	46,825
40 福岡県	11	0	259,533	259,533
41 佐賀県	3	1,182	36,248	37,430
42 長崎県	4	5,219	64,691	69,910
43 熊本県	5	615	83,086	83,701
44 大分県	4	0	47,781	47,781
45 宮崎県	4	0	50,591	50,591
46 鹿児島県	6	285	87,409	87,694
47 沖縄県	6	4,577	122,509	127,086
全 国	312	118,412	4,196,215	4,314,627

不適正な事務処理についての事務局と事務所の関係

		事務所数	適正	不適正な事務処理あり		
				事務局が主導し 事務所も了承	事務所が主導し 事務局も了承	事務所が主導し 事務局は不知
1	北海道	16	○			
2	青森県	4		○		
3	岩手県	5	○			
4	宮城県	6	○			
5	秋田県	4				○
6	山形県	5	○			
7	福島県	6				○
8	茨城県	5			○	
9	栃木県	5	○			
10	群馬県	5				○
11	埼玉県	7				○
12	千葉県	6				○
13	東京都	30				○
14	神奈川県	13	○			
15	新潟県	8			○	
16	富山県	4	○			
17	石川県	4	○			
18	福井県	3	○			
19	山梨県	3	○			
20	長野県	7				○
21	岐阜県	6				○
22	静岡県	9		○		
23	愛知県	16				○
24	三重県	5		○		
25	滋賀県	3		○		
26	京都府	6		○		
27	大阪府	21			○	
28	兵庫県	10			○	
29	奈良県	3				○
30	和歌山県	3	○			
31	鳥取県	3	○			
32	島根県	3	○			
33	岡山県	6	○			
34	広島県	8	○			
35	山口県	6	○			
36	徳島県	3	○			
37	香川県	3	○			
38	愛媛県	5				○
39	高知県	4		○		
40	福岡県	11	○			
41	佐賀県	3				○
42	長崎県	4			○	
43	熊本県	5		○		
44	大分県	4	○			
45	宮崎県	4	○			
46	鹿児島県	6				○
47	沖縄県	6			○	
	合計	312	21	7	6	13

免除等の処理状況別調査結果

都道府県	社会保険事務所名	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認			(3) 適正処理の事務所
		②承認通知が有る	①承認通知が無い	①代行意思確認事蹟が無い	②代行意思確認事蹟が有る	③申請書を全て受領	
北海道	1 札幌 幌 東						○
	2 札幌 幌 西						○
	3 函館 館 川						○
	4 旭 川						○
	5 釧路 路						○
	6 岩見 沢						○
	7 室蘭 蘭						○
	8 小樽 樽						○
	9 北見 見 広						○
	10 帯広 川						○
	11 砂川 川						○
	12 稚内 内						○
	13 留萌 萌						○
	14 苫小牧 小 北						○
	15 札幌 幌 北						○
	16 新さっぽろ ぼ						○
青森	1 青森 森 戸			○			○
	2 八戸 戸						○
	3 弘前 前			○			○
	4 むつ づ						○
岩手	1 盛岡 岡						○
	2 一宮 宮 古						○
	3 宮古 古 戸						○
	4 二花 花 巻						○
	5 花巻 巻						○
宮城	1 仙台 台 南						○
	2 仙台 台 北						○
	3 石巻 巻 川						○
	4 古川 川 東						○
	5 仙台 台 東						○
	6 大河 河 原						○
秋田	1 秋田 田 田						○
	2 鷹巣 巣 曲		○				○
	3 大曲 曲 庄						○
	4 本庄 庄 江						○
山形	1 山形 形 岡						○
	2 鶴岡 岡 沢						○
	3 米沢 沢 庄						○
	4 新庄 庄 江						○
	5 寒河江 江						○
福島	1 東北 福 島					○	○
	2 平 平						○
	3 郡山 山 松						○
	4 会津 津 若						○
	5 相馬 馬 河						○
	6 白河 河						○
茨城	1 水戸 戸 南			○	○		○
	2 土浦 浦 立			○	○		○
	3 日立 立 館			○	○		○
	4 下館 館 北			○	○		○
	5 水戸 戸 北			○	○		○
栃木	1 宇都宮 宮 西						○
	2 栃木 木 原						○
	3 大田 田 市						○
	4 今市 市 東						○
	5 宇都宮 宮 東						○